

豊岡市文化・体育施設ネーミングライツパートナー募集要領

1 目的

豊岡市では、市が所有する施設に企業名や商品名などの愛称を付ける命名権（以下「ネーミングライツ」といいます。）を民間事業者の皆様に提供します。

ネーミングライツを通じて、企業の知名度向上やPR、地域とのつながりを深める機会としていただくとともに、その対価を施設の維持管理や運営に活用し、市民の皆様により良いサービスを提供することを目指します。

この要領は、ネーミングライツを付与する事業者（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）の募集に際し、必要な事項を定めるものです。

2 得られる権利

ネーミングライツパートナーは、市の所有する施設に企業名や商品名などの愛称を付けることができます。ただし、条例等で定める正式名称は変更しません。

また、ネーミングライツは施設の所有権や運営等に影響を与えるものではなく、取得した権利を第三者に譲渡・貸与することもできません。

3 実施形式

公募型総合評価方式とします。

4 施設

募集対象とするのは次のとおりです。

各施設の詳細は、別添「ネーミングライツ付与施設個票」を参照してください。

(1) 文化施設

	施設名（正式名称）
1	豊岡市立城崎国際アートセンター

(2) 体育施設

	施設名（正式名称）
1	豊岡市立総合体育館
2	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター こうのとりスタジアム
3	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター 陸上競技場
4	豊岡市立日高文化体育館

5 愛称について

(1) 愛称には企業名や商品名（ブランド名）等を表示することができます。ただし、各施設にふさわしい愛称であり、次の①から④に該当しないものとします。

また、原則として、契約期間中の愛称の変更はできません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張に当たるもの
- ⑥ 個人又は団体の意見に関するもの
- ⑦ 当該愛称の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- ⑧ 消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨ 社会的批判を招くおそれがあるもの
- ⑩ 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ⑪ 青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑫ 第三者の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑬ 第三者を誹謗中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑭ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(2) 以下の施設については、施設名を活かした愛称とすること。

施設名（正式名称）	愛称例
豊岡市立城崎国際アートセンター	〇〇城崎国際アートセンター

6 命名権料（最低募集価格）

契約希望命名権料は、消費税を含んだ年額（1万円単位）で応募してください。

各施設の最低募集価格は次のとおりです。（複数施設への応募も可能ですが、1施設につき1事業者1案の応募とします。）

(1) 文化施設

	施設名（正式名称）	最低募集価格（年額）
1	豊岡市立城崎国際アートセンター	300万円

(1) 体育施設

	施設名（正式名称）	最低募集価格（年額）
1	豊岡市立総合体育館	100万円
2	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター こうのとりスタジアム	100万円
3	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター 陸上競技場	100万円
4	豊岡市立日高文化体育館	100万円

※1 契約期間の始期が会計年度（4月から翌年3月まで）の途中からとなる場合、応募された契約希望命名権料を月割計算で算出し、命名権料とします。

※2 原則として、会計年度ごとに、市が指定する日までに、当該年度分の命名権料の全額をお支払いいただきます。

- ※3 お支払いいただいた命名権料は返還しません。ただし、特別の事由がある
と市が認めるときは、その全部又は一部を返還することができるものとしま
す。

7 その他の費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担については、下表のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
看板等表示等の変更、新規看板等の設置		○
契約期間内における看板の維持管理、点検等 安全管理		○
契約期間終了後又は契約解除時の看板の原状 回復		○
市・指定管理者が発行するパンフレット等の 印刷物やウェブサイトの表示変更	○	

- ※1 現時点での各施設における案内板等設置箇所は、別添「ネーミングライツ
付与施設個票」のとおりです。
- ※2 看板等のデザイン・構造・設置方法については、市と協議のうえ決定しま
す。
- ※3 屋外看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可
能な表示について行うこととします。また、屋外看板については、豊岡市屋
外広告物条例（平成27年条例第24号）の規制対象となる点にもご留意くださ
い。
- ※4 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、
使用期間及び命名権料の変更はありません。
- ※5 パンフレット等の印刷物の表示更新は、市又は指定管理者が作成するもの
のみ実施します。ただし、変更は新規作成分からとさせていただきます。
- ※6 市公式ウェブサイトの表示更新は、市又は指定管理者が実施しますが、外
部委託が必要な場合など内容によっては費用負担を求める場合があります。
- ※7 原状回復のための工事は、ネーミングライツパートナーによる施工を基本と
します。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、市
と協議のうえ決定します。

8 契約期間

契約期間は、応募した契約期間（原則3年以上5年以下）となります。

なお、契約期間の始期が会計年度（4月から翌年3月まで）の途中からとなる場
合、契約期間の満了日は、原則、始期から起算して3年を超える年度末までとしま

す。

契約期間満了に当たり、当該施設の命名権付与を更新する場合には、既存のネーミングライツパートナーは優先して交渉ができるものとします。

9 応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望し、次の(1)から(7)に該当しない事業者が対象となります。

なお、市は、応募のあった事業者が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部に意見を聴くことがあります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定する風俗営業に該当する事業等を行うもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業を行うもの
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年 法律第 154 号）による更生手続中の事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与すると認められるもの
- (5) 市税等の滞納がある事業者
- (6) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合し、施設の管理運営に支障を来す可能性があるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツを付与する者として適当でないと市長が認めるもの

10 募集内容及び応募方法

(1) 募集内容

市公式ウェブサイト等に内容を掲載して募集します。

(2) 応募方法

応募を希望する事業者は、応募書類として次のものを提出すること。

ア 応募書類

- (ア) ネーミングライツ事業申込書（様式 1）
- (イ) 誓約書（様式 2）
- (ウ) 愛称表示のイメージ図（様式 3）
- (エ) 【法人のみ】登記事項証明書（3 ヶ月以内発行の商業登記簿謄本等）
- (オ) 定款又は規約及び事業者の概要（沿革、業務内容等）の資料（様式 4）
- (カ) 【法人】直近 3 ヶ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- 【個人事業者】直近 3 ヶ年分の確定申告書及び収支内訳書
- (キ) 国税及び市税の納税証明書（直近年度）

※(エ)、(オ)、(カ)、(キ)については写しでも可能

イ 応募方法 持参、郵送または電子メール

(3) 応募期間及び応募先

ア 応募期間

2026 年 11 月 24 日（火）から 2026 年 12 月 10 日（木）午後 4 時 30 分まで

- ・持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 応募先

豊岡市産業経済部文化・スポーツ振興課（豊岡市役所本庁舎2階2番窓口）

担当：木村、福井

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

T E L : (0796) 21-9023

E-mail : sports@city.toyooka.lg.jp

(4) 現地見学の希望受付

本文化・体育施設ネーミングライツパートナー募集への応募を検討するため、施設の現地見学を希望する場合は、現地見学会申込書（様式5）に対象施設及び現地見学希望日時を記載し、次のとおり提出してください。なお、現地見学を行わなくても応募できます。

ア 申込期間 2026年10月20日（火）～11月10日（火）まで

イ 申込先 豊岡市産業経済部文化・スポーツ振興課

ウ 申込方法 電子メール（sports@city.toyooka.lg.jp）

ウ その他 現地見学は利用者や施設管理者の支障にならない範囲で行います。

(5) 質疑・回答の実施

募集に対する質問がある場合は、質問書（様式6）を次のとおり提出してください。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けません。

ア 受付期間 2026年10月20日（火）～11月10日（火）まで

イ 提出先 豊岡市産業経済部文化・スポーツ振興課

ウ 提出方法 電子メール（sports@city.toyooka.lg.jp）

なお、質問書及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとしてください。

「文化・体育施設ネーミングライツ質問書・（□□）」

※□□は会社等の名称又は略称

エ 質問回答日 2026年11月中旬（予定）

オ 回答の方法 質問内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載します（様式6の2）。なお、本事業の応募に必要と判断される質問のみ受け付けます。

(6) 辞退届の提出

応募申込後に辞退する事業者は、次のとおり辞退届（様式7）を提出してください。なお、この場合、本事業以外の事業で不利益を被ることはありません。

ア 提出期限 2026年12月18日（金）午後4時30分まで

イ 提出先 豊岡市産業経済部文化・スポーツ振興課

ウ 提出方法 電子メール（sports@city.toyooka.lg.jp）、持参又は郵送

※郵送の場合は、配達したことを証明できるものに限る。

11 審査の進め方

市が設定する最低募集金額以上の命名権料（消費税込み）を提示した者について、次の手順で確認のうえ審査し、選定します。

(1) 前記9の応募資格を確認します。

(2) 指定管理者制度導入施設に係る留意点（該当施設のみ）

指定管理者以外の事業者からの応募については、事前に指定管理者の事業や施設管理運営と競合しないか確認を行います。著しく管理運営に支障をきたす可能性がある場合は選定対象外とすることがあります。

(3) 選定委員会の審査

豊岡市文化・体育施設ネーミングライツ事業契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査基準により応募内容の総合的な審査を行い、契約候補者（優先交渉権者）及び次点者を選定します。

なお、応募者が1者の場合であっても委員会を開催し、適否を選定します。

ア 審査基準等

審査項目	評価の視点	配点
契約希望命名権料	税込み最低募集価格以上か	60
契約希望期間	安定した運用がはかれる期間か	10
愛称（案）	対象施設のイメージや設置目的と整合性があるか	10
	市民が親しみやすく、呼びやすいものか	10
事業者の拠点性	市内に本社・支店・営業所等を有しているか	5
その他	経営が安定しており、応募内容を実行し、命名権料を支払う能力が十分あるか	5

※応募者の審査は加点方式により行います。

イ 選定（審査）

各委員の評価点の平均点（小数第2位を四捨五入）を求め、得点の高い応募者から順に契約候補者及び次点者を選定します。

なお、平均点が同じ場合は、「契約希望命名権料」、「契約希望期間」の審査項目順に項目平均点を比較して点数が高い応募者を契約候補者とし、当該項目平均点のすべてが同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定します。

なお、評価点の平均点の満点を100点としたときに、【76】点に満たない場合は、契約候補者及び次点者とはしません。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、2027年1月上旬頃までに、電子メール（又は書面）にて全ての応募者に通知します。（様式8）

また、契約候補者について、名称、施設の愛称、命名権料、契約期間等を市公式ウェブサイト等により公表します。（様式9）

12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本ネーミングライツパートナー募集に対する応募等の情報について、情報公開するものとする。なお、契約候補者以外の情報は原則として公表しませんが、情報公開請求があった場合は、豊岡市情報公開条例に基づき公開することがあります。

ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とします。

13 契約の締結

(1) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって応募書類に記載された全内容を承認するものではありません。

協議において、必要な範囲内で応募書類の内容について追加・変更又は削除を行ったうえで契約の仕様に反映させることができるものとします。

(2) 命名権料の契約金額

契約金額は、応募書類に記載された額を消費税込みの金額とします。ただし、協議時に応募書類等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではありません。

(3) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用します。

(4) 契約の締結

契約候補者選定後、仕様等の確定について協議を行い、協議が整った場合は速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約候補者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

(5) 契約締結後、ネーミングライツパートナーの決定について、市公式ウェブサイト等により公表します。(様式 10)

14 失格事項

契約締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した応募者は失格とします。なお、失格事項に該当した応募者は、判明した時点以降の本文化・体育施設ネーミングライツパートナー募集の手続きに参加できません。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該応募者の順位を無効とし、次順位以降の応募者の順位を繰り上げるものとします。

(1) 契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合

(2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

(3) 提出書類に不備がある場合

(4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

(5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

(6) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

15 その他留意事項

(1) 応募書類の提出は、1施設につき1事業者1案とします。

(2) 本文化・体育施設ネーミングライツパートナー募集への応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された応募書類は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合があります。

(4) 提出された応募書類の内容は、本市の許可なく公表又は使用してはならないこととします。また、契約候補者となった場合、事業実績として本市の名前を挙げることは可能ですが、協議内容等の詳細については、本市の許可なく開示できません。

- (5) 契約候補者以外の応募者の情報は原則として公表しませんが、情報公開請求があった場合は、豊岡市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- (6) 審査に係る電話等での問合せには応じません。
- (7) 審査に対する異議を申し立てることはできません。
- (8) ネーミングライツを第三者に譲渡・貸与することはできません。
- (9) ネーミングライツパートナーは、愛称の知的財産権(知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。)を取得した場合又は取得している場合でも、市がこれを無償で利用できることを認めるものとします。
- (10) ネーミングライツパートナーが設置・物理的に変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任は、すべてネーミングライツパートナーが負うものとします。
- (11) 契約期間中の施設の改修工事や災害等による臨時休館など、運営上の措置によってネーミングライツ事業に影響が発生した場合であっても、命名権料の減免や愛称使用期間の変更は行わないものとします。

16 日程 (予定)

公示	2026 年 10 月 1 日(木)
現地見学申込及び質問書の受付期間	2026 年 10 月 20 日(火)から 2026 年 11 月 10 日(火)まで
現地見学の実施	2026 年 11 月 2 日(月)から 2026 年 11 月 17 日(火)まで
質問書への回答	2026 年 11 月中旬 (予定)
応募書類の受付	2026 年 11 月 24 日(火)から 2026 年 12 月 10 日(木)午後 4 時 30 分まで
選定委員による審査	2026 年 12 月下旬 (予定)
審査結果の通知	2027 年 1 月上旬 (予定)
契約締結及びパートナー決定の公表	2027 年 1 月下旬 (予定)
愛称の使用開始	2027 年 4 月 1 日

17 問合せ先

豊岡市産業経済部文化・スポーツ振興課 担当：木村、福井
〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号
TEL：(0796) 21-9023
E-mail：sports@city.toyooka.lg.jp